様式第十二号(第十七条関係)

第　　号

児童扶養手当認定請求却下通知書

氏　　名	
住　　所	
却　下 し　た 理　由	

令和　　年　　月　　日付けで児童扶養手当認定の請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。

これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対し審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に、市町村(都道府県)を被告として(訴訟において市町村(都道府県)を代表する者は市町村長(都道府県知事)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

令和　　年　　月　　日

都道府県知事(福祉事務所長)
市 町 村 長(福祉事務所長)　印

殿